

小郡市監査委員公表第16号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年10月26日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和4年9月14日から令和4年10月11日まで
- 2 監査対象 子ども・健康部 保育所・幼稚園課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）現金取扱事務について適正な事務処理を求めるもの

小郡幼稚園で徴収した通年利用に係る預かり保育料（4月から6月分）を保育所・幼稚園課で保管し、10月6日現在、指定金融機関等に払込まれていなかった。

現金を直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払込まなければならない。現金を長期間保管することがないように適切な時期に払込まれたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（4件）

①調定額が適正でないもの

②調定期が適正でないもの

③歳入予算科目が適正でないもの

（3）現金取扱事務（1件）

①適正に領収書を発行していないもの

（4）旅費支出事務（1件）

①出張命令及び出張復命が適正でないもの

（5）その他支出事務（1件）

①歳出予算科目が適正でないもの

（6）契約事務（2件）

①契約書及び請書に不備があるもの

②契約事務手続が適正でないもの

（7）物品管理事務（3件）

①備品台帳及び備品の管理が適正でないもの

②公印の押なつ手続及び公印台帳の管理が適正でないもの

③公用車の運行記録簿に不備があるもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。